

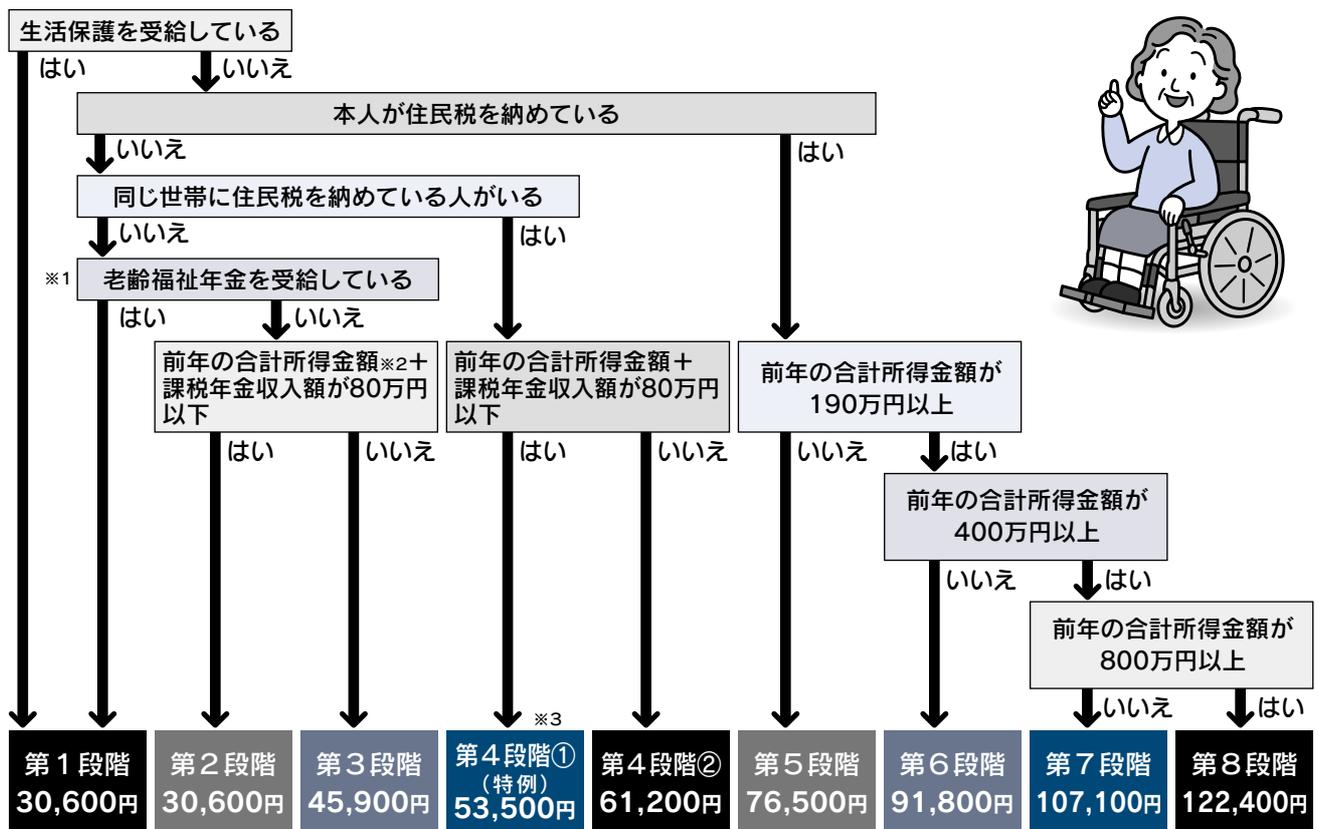
# かわります

## 介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直されます。今年度から新しい保険料となりました。要介護（要支援）認定者が増加し給付費が上昇することから、今までよりさらに多段階化を図ったほか、県や町から基金を繰入れ、保険料の急激な上昇を抑制しました。平成24年度～26年度の保険料は下図のとおりです。

なお、平成24年4月以降に発行された納付書は、コンビニエンスストアでも納付できます。

### ●あなたの介護保険料段階（保険料年額）を確認しましょう●



※1 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。  
※2 所得とは実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた額です。  
※3 平成24年度から26年度までの軽減措置として設定されました。

▶ 問合せ先 健康福祉課 ☎54・3111

後期高齢者医療保険料 保険室

介護保険料 福祉室

# 保険料が

## 後期高齢者医療保険料



群馬県後期高齢者医療広域連合では、保険料を決める基準（均等割額、所得割率）の見直しを行いました。

平成24、25年度の保険料率は下の表の通りです。

この変更は、高齢者一人当たりの医療費の増加に伴うものです。

### 保険料率 ( )は変更前の数字です

所得割率	8.48% (7.36%)
均等割額	42,700円 (39,600円)
限度額	55万円 (50万円)

### 年間保険料の計算方法

均等割額	+	所得割額
42,700円		(総所得金額等 - 33万円) × 8.48%

※軽減に該当する人は、軽減額を引いてください。  
軽減額は平成23年度と同じで変更はありません。

### 8月1日から新しい被保険者証（茶色）

8月1日から保険医療機関などの受付で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。

新しい被保険者証は茶色です。8月以降、今までの紫色の被保険者証は使えません。新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

#### 自己負担割合

平成25年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の平成24年度の住民税課税所得により判定されます。

- ・課税所得
- 145万円以上 3割
- 145万円未満 1割

ただし、右記の判定で3割負担に該当する人でも、平成23年中の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③同一世帯に70歳から74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

円未満

#### 限度額適用 標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は医療機関などの窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費の窓口負担や食事代などの自己負担が軽減されます。

現在お持ちの人の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成24年7月31日です。引き続き軽減を受けたいためには、8月中に新しい認定証の交付申請手続きをしてください。

#### 臓器提供意思表示

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に記入（任意）すると、提供意思が表示でき、役場窓口で「個人情報保護シール」が置いてあります。必要な人はご利用ください。

#### 問合せ先

健康福祉課保険室

☎ 54・3111（内線157）

群馬県後期高齢者医療広域連合

☎ 027・256・7125